

バウチャーの販売に関する規約 (後払い方式 : DJ)

(目的)

第1条 本「バウチャーの販売に関する規約」(以下「本規約」という)は、GMOペイメントゲートウェイ株式会社(以下「甲」という)と甲からバウチャー(第2条において定義する)を購入することを希望する者(以下「乙」という)との間で締結される、甲から乙へのバウチャーの販売に関する契約(以下「本契約」という)の成立及び内容等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約において使用する次の各号の用語の意味は、当該各号記載のとおりとする。

(1) 「電子証明書」

ウェブサーバの存在についての電子的な証明書であってデジサート・ジャパン合同会社(以下「丙」という)又はデジサート・ジャパン・セキュリティ合同会社(以下「丁」という)が発行しつつ丙によって提供されるもののうち甲が別に定めるもの

(2) 「バウチャー」

丙所定のシステム(以下「丙システム」という)において電子証明書の発行申込又は発行申込依頼(以下「電子証明書の発行申込等」と総称する)を丙に対して行う際に必要となる丙が発行した番号、記号その他の符号であって、丙から当該電子証明書の提供を受けることができた場合には、当該電子証明書の発行及び提供についての代金、料金の支払が不要となるもの

(本契約の成立)

第3条 乙が甲所定の申込書(甲所定の電磁的方法による場合も含む。以下本規約において同じ)に必要事項を記入し、署名(記名を含む)押印の上で甲に提出することによって本契約締結の申込が行われる。

2. 甲は、前項に従った乙からの申込を承諾する場合は、当該申込を受けた後、遅滞なく、バウチャー、その発行日(甲が丙から当該バウチャーを取得した日であって、当該申込を受けた日とは異なる。以下同じ)、有効期間及び丙システムにアクセスするためのURL(以下「丙URL」という)を電子メールその他甲が定める方法により乙に対して通知することによって、承諾の意思表示を行う。但し、甲は、乙からの申込を承諾する義務を負わず、かつ承諾しないこととした場合においては、承諾しない理由を開示する義務を負わない。
3. 本契約は、甲から乙へ宛てた前項の通知が発信された時に、当該通知に係る乙からの申込書の内容及び本規約を契約内容として甲乙間に成立する。

(バウチャーの引渡、代金支払)

第4条 甲から乙への前条第2項の通知をもって、本契約に基づくバウチャーの乙への引渡が完了したものとする。

2. 甲は、前条第2項の通知を発信した後、遅滞なく、本契約に基づくバウチャーの代金(バウチャーの単価は申込書に記載する)及びこれに対する消費税相当額(以下「代金等」と総称する)についての請求書(甲所定の電磁的方法による場合も含む。以下本規約において同じ)を乙に送付する。また、乙は、当該請求書に記載された支払期日までに、甲の指定する銀行口座への振込みにより、当該請求書に係るバウチャーの代金等を支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。
3. 乙は、バウチャーの失効、バウチャーの判読不能、電子証明書の発行又は提供の拒絶その他理由の如何を問わず、甲に支払ったバウチャーの代金等の全部又は一部の返金を甲に請求することができない。

(バウチャーの使用、管理)

第5条 乙が甲から購入し通知を受けたバウチャーは、当該バウチャーの発行日から第3条第2項に基づく通知に記載する有効期間満了日まで有効とする。但し、乙が当該バウチャーを丙システムにおいて一度でも使用したときは、有効期間の満了前であっても、かつ当該バウチャーに対応した電子証明書の発行又は提供の有無にかかわらず、当該バウチャーは将来に向かって失効する。

2. 乙は、甲から購入し通知を受けたバウチャーの有効期間中に、当該バウチャーを丙システムにおいて丙所定の方法で使用することにより、電子証明書の発行申込等を丙に対して行うことができる。また、丙が当該発行申込等を承諾し、かつ当該電子証明書の発行者によって乙への電子証明書の発行が承認されて、乙が丙から電子証明書の提供を受けた場合、乙は、当該発行及び提供に関し、当該バウチャーの代金等以外の追加的な代金、料金等の支払を要しない。
3. 乙は、甲から購入し通知を受けたバウチャーが他へ漏洩しないよう自己の責任と費用負担によって厳重に管理する。万が一、第三者が当該バウチャーを丙システムにおいて使用した場合においても、当該バウチャーは乙の管理上の過失の有無又は程度にかかわらず当該使用によって将来に向かって失効する。なお、甲及び丙は、かかる使用及び失効に関し、法律構成又は名目の如何を問わずかつ乙の管理上の過失の有無又は程度にかかわらず一切責任を負わない。
4. 乙は、甲からの第3条第2項に基づく通知に、バウチャーに対応する電子証明書の使用制限(特定のサービス又はアプリケーションとの組み合わせ環境での使用)が記載されている場合は、当該使用制限を遵守しなければならない。甲は、乙が当該使用制限を遵守せず電子証明書を使用したことによりして乙と丙、乙と丁又は第三者との間に生じた紛争に関し、一切責任を負わない。
5. 乙がバウチャーを購入・使用するために必要な乙の情報を、甲が丙又は丁に提供することにつき、乙は承諾するものとする。

(問い合わせ対応)

第6条 甲は、乙に販売したバウチャーが有効である期間中、毎日(土日、祝祭日及び甲の年末年始の休業日を除く)9時00分から18時00分までの時間帯において、乙からの電子メール又は電話による当該バウチャーに関する問い合わせ(電子証明書に関する問い合わせは含まない)に応じる。なお、甲の問い合わせ窓口等の詳細は、甲が別に定め

るところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、甲は、乙に販売したバウチャーが前条第4項に該当する場合に限り、乙からの電子メール又は電話による当該バウチャーに対応する電子証明書に関する問い合わせに応じる。乙が甲からの問い合わせを受け付ける時間帯については、前項の規定を準用する。

(再販売等の禁止)

第7条 乙は、甲から購入したバウチャーを第三者に有償若しくは無償で譲渡し又は第三者に電子証明書を取得させるために使用してはならない。

(契約不適合責任)

第8条 甲から通知を受けたバウチャーに判読不能などの契約の内容に適合しないこと（以下本条において「不適合」という）があった場合、乙は、甲に対し、不適合のないバウチャーの通知又は当該不適合に起因する損害の賠償を請求することができる。但し、甲が第11条第2項に基づいて本契約を解除した場合は、この限りでない。

2. 前項の請求は、同項のバウチャーの有効期間中に甲に到達した場合に限り有効とする。

(免責)

第9条 甲は、丙システムの構築及び運用（丙システムの稼働の継続性及び稼働レベル並びに丙システムにおける表示を含む）について一切関与しない。

2. 甲は、乙へのバウチャーの販売を除き、以下の各号について一切関与しない。

（1）電子証明書の発行及び提供

（2）乙丙間又は乙丁間の契約締結、手続等

3. 甲丙丁は、前条に基づく場合を除き、以下の各号について何ら保証せず、かつ法律構成又は名目の如何を問わず一切責任を負わない。

（1）乙によるバウチャーの使用

（2）丙システムの構築及び運用（丙システムの稼働の継続性及び稼働レベル並びに丙システムにおける表示を含む）

（3）前項各号の事項

（4）電子証明書の提供時期、仕様及び判読可能性

（5）電子証明書による証明の範囲、真実性、正確性、有用性、有効期間及び更新可能性

(反社会的勢力に関する表明等)

第10条 甲及び乙は、各自、相手方に対し、本契約締結時において自己又は自己の役職員の全員が以下の各号のいずれか一つに該当する者（以下「反社会的勢力」という）ではないことを表明し、本契約に基づいて販売されたバウチャーが有効である期間中、かかる状態を維持する。

（1）暴力団又は組織的に犯罪を行い若しくは犯罪を行うことを助長するおそれのある団体（両者を以下「暴力団等」と総称する）

（2）暴力団等の構成員（暴力団等を構成する団体の構成員を含む）

（3）暴力団等の関係企業又は団体その他暴力団等の関係者

(本契約の解除)

第11条 甲は、以下の各号のいずれか一つに該当する場合、何らの催告を要することなく直ちに、かつ何らの賠償、補償等を要することなく、本契約を解除することができる。

（1）乙が第4条第2項の支払期日までに同項の代金等の支払を完了しなかった場合

（2）丙システムの不具合、通信回線の途絶、丙又は丁が電子証明書の取扱いを変更し若しくは廃止したこと等により、本契約の対象となった種類のバウチャーを甲が合理的な期間内に丙から取得することができない場合

2. 甲及び乙は、各自、相手方について以下の各号のいずれか一つの事由があるときは、何らの催告を要することなく直ちに、かつ何らの賠償、補償等を要することなく、本契約を解除することができる。

（1）前条の表明が事実に反している場合若しくは事実に反しているおそれがあると相当な根拠により認められる場合、又は同条の維持義務に違反した場合若しくは違反しているおそれがあると相当な根拠により認められる場合

（2）自ら又は第三者を利用して、他方当事者又は丙、丁若しくは丙丁以外の電子証明書の発行者に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害などの行為をした場合

（3）反社会的勢力を故意に援助している場合又はそのおそれがあると相当な根拠をもって認められる場合

3. 乙は、甲からバウチャー、その発行日及び丙URLの通知を受けた後は、前項に基づき解除する場合を除き、理由の如何を問わず、本契約を解除し又は解約することができない。

4. 本契約が有効に解除された場合においても、バウチャーの代金等の支払が完了していないときは、乙はその支払を免れず、当該代金等の支払が既になされているときは、甲は、当該代金等の全部又は一部を乙に返還する義務を負わない。

(機密保持等)

第12条 甲及び乙は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、本契約の締結又は履行に関連して取得した一切の情報及び個人情報保護法（改正された場合には改正後の内容による）上の個人情報（以下「本情報」と総称する）を秘密として保持し、丙又は丁以外の第三者に開示し、提供し又は漏洩してはならない。

（1）事前に相手方から書面による同意を得た場合

（2）法令又は証券取引所規程に基づく場合（国又は地方公共団体の機関からの法令に基づく命令又は勧告に応じて当該機関に提供する場合を含む）

2. 甲及び乙は、各自、本契約の締結若しくは履行又は電子証明書の発行申込等以外の目的で本情報を利用（複製を含む。以下本項において同じ）し又は使用してはならない。但し、甲は、バウチャー以外の甲の商品又は甲の関連会社若しくは提携先の商品を乙に紹介する目的で乙に関する本情報を利用し又は使用することができる。
3. 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時以降、前二項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報に該当する場合はこの限りでなく、なお前二項が適用されるものとする。
 - (1) 取得時に既に公知である又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかず公知となったもの
 - (2) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容のもの
 - (3) 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容のもの

(損害賠償)

- 第13条 甲及び乙は、各自、相手方の責めに帰すべき事由に基づく本契約への違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、当該損害のうち現実かつ直接に被った通常の損害（逸失利益相当分は含まれない）についてのみ、賠償を請求することができる。
2. 前項の他、乙の責に帰すべき事由に基づき、甲が丙又は丁から損失・損害等の補填その他の請求を受けた場合、甲は乙に対しかかる請求により負担した金額及び内容を請求することができる。
 3. 本契約に基づく又は関連する甲の損害賠償責任（第8条に基づくものを含む）は、契約上の債務の不履行、契約不適合責任、不法行為その他法律構成の如何を問わず、本契約の対象となったバウチャーの代金等の総額を上限とする。
 4. 前各項の規定にかかわらず、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。

(雑則)

- 第14条 乙は、事前に甲の書面による同意を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は本契約上の地位を、名目の如何を問わず、第三者に移転し、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保に供してはならない。
2. 本契約は、本契約に関する当事者の完全な合意であり、本契約に関し過去になされたあらゆる合意又は意思表示にとつてかわるものとする。
 3. 本規約のいずれかの規定が無効又は強制執行不能な場合でも、その他の条項は有効に存続する。
 4. 本契約は、正当な権限を有する代表者双方が署名又は記名押印した文書による場合を除き変更されない。
 5. 本契約に関連する甲から乙への通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、書面又は電子メール等の電子的手段をもって行われるものとする。
 6. 本契約が解除によって終了した後においても、本規約のうち第6条以外の各規定はなお有効に存続する。
 7. 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈の疑義については、甲及び乙は、信義に従い誠実をもって協議することによって解決を図るよう努めるものとする。
 8. 本契約の成立及び効力の準拠法は、日本国法とする。
 9. 本契約に関連する甲乙間の一切の紛争については、法定の事物管轄に従って東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、法定の専属管轄に服すべき場合においてはこの限りでない。

以上